## 別紙1

提供先21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先23	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先24	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表66の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
<b>◎相#</b> ★☆	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先25	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先26	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表73の項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その 他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
<b>3n+#</b> 9 #∓#	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 

提供先27	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	┃ [ ]フラッシュメモリ
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先28	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者 に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供29	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
<b>分吐地 坯</b>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 

提供先30	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
©+#.+:+	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先33	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
雙旋拱力法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表88の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主 務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>のルドバル</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先35	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表89の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>√</b> 四 均 7 9 1 反	

提供先36	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表90の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
<b>○</b> +□ /# ★ :+	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>のルドバル</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
<b>⑥坦州</b>	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先39	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表96の項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
<b>◎相#</b> ★☆	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先40	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表98の項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表106の項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
少时列 妈及	

提供先42	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表108の項
②提供先における用途	災害 中慰金の支給等に関する法律による災害 中慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
<b>◎</b> +□#+>+	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表112の項
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期•頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先44	後期高齡者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O] 情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] 打ラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先45	特定懷艮貫貫任宅の供給の促進に関する法律弟十八余弟―頃に規定する貫貫任宅の建設及い管理  を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表124の項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先46	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
1(6)提供方法	┃ 「
⑥提供方法	
⑥提供方法	[ ]その他( )
⑥提供方法 ⑦時期·頻度	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	[ ] その他 ( ) ) 情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
⑦時期·頻度 提供先47	[ ] その他 ( ) ) 情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 厚生労働大臣
<ul><li>プ時期・頻度</li><li>提供先47</li><li>①法令上の根拠</li></ul>	[ ] その他 ( ) ) 情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 厚生労働大臣 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表129の項 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者
<ul><li>⑦時期・頻度</li><li>提供先47</li><li>①法令上の根拠</li><li>②提供先における用途</li></ul>	[ ] その他 ( ) ) 情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 厚生労働大臣 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表129の項 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税関係情報 < 選択肢> 1) 1万人未満
<ul><li>⑦時期・頻度</li><li>提供先47</li><li>①法令上の根拠</li><li>②提供先における用途</li><li>③提供する情報</li><li>④提供する情報の対象となる</li></ul>	[ ] その他 ( ) ) 情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 厚生労働大臣 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表129の項 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者 たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
②時期・頻度 提供先47 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	[ ] その他 ( ) 情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度 厚生労働大臣 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表129の項 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税関係情報
②時期・頻度 提供先47 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	[ ] その他 ( )   情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度   厚生労働大臣   番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表129の項   厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   個人住民税関係情報   <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1
②時期・頻度 提供先47 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	[ ] その他 ( )   情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度   厚生労働大臣   番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表129の項   厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   個人住民税関係情報   <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ ] 専用線   □ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
②時期・頻度 提供先47 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	[ ] その他 ( )

提供先48	平成八年法律第八十二号附則第二十二余第二項に規定する仔続組合又は平成八年法律第八十二号   附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表130の項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先49	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先50	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
@ a.t. 110 .117 -t.	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先51	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済 組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支 給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先52	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表140の項
②提供先における用途	独立行政法人農業有年金基金法による農業有年金事業の給付の支給者しくは保険料その他徴収金の 徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされ た農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基 金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先53	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定め るもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
<b>分吐出 水</b>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
<b>○</b> +□ /# <b>+</b> :+	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先55	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	, ,
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
6 6 提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先56	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表147の項
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先57	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先58	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表152の項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先59	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表156の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
◎担#士注	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先61	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム 「 」専用線
6 6 提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定 する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表160の項
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先63	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表161の項
②提供先における用途	昭和二十九年在発第三百八十二号通知に基つく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定 及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定 めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少挺铁刀</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先64	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十 六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表163の項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定め るもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li></ul>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先65	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少此六刀</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先66	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表165の項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生 労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関 する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満  [ 10万人以上100万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先67	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度 肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先68	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表167の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に 規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
<b>分吐地 坯</b>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表168の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先70	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表169の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表170の項
②提供先における用途	高寺字校寺修字文援事業資補助金(専収科の生徒への奨字のための給付金) 父付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満  [ 10万人以上100万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

提供先72	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表171の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人よ為 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期•頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先73	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専 攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度
提供先74	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	Ⅱ(1)-2-③の対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークにより照会を受けたら都度

移転先21	地域共生課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表160の項及びマイナンバー条例第4条第3項
②移転先における用途	給付金額の試算のため
③移転する情報	所得情報 · 控除情報 · 課税額
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税情報を有する住民
⑥移転方法	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
	[  ]電子メール        [  ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	給付金事業の試算を行う月